

議案第 8 3 号

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（平成 2 4 年墨田区条例第 4 2 号）

の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、不燃化促進区域のうち」を削り、「指定する」の次に「ものとする」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（助成金の額及び助成回数）

第 5 条 助成金の額は、防火・耐震化改修に係る工事費の額（他の助成事業により助成の対象とされている経費と重複する経費を除く。）とし、1 0 0 万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、前項の助成金の額に規則で定める額を加算することができる。

3 助成は、同一建築物に対し 1 回とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、2 回とすることができる。

4 前項ただし書の場合における助成金の総額は、第 1 項に規定する上限額（第 2 項の規定により加算する場合は、加算後の額）の範囲内とする。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

発災時における区内の延焼抑制効果を高めるとともに、防火・耐震化改修をより一

層促進するため、防火・耐震化改修促進区域を拡大するほか、助成金の加算及び助成回数の特例に係る措置を講ずる必要がある。